

2021年7月20日第10回改定

天羽ゼミナール 出席・成績評価に関する規定

第1項 1回の出席につき1点の出席点を付与し、基礎演習は半期で15点満点、演習Iおよび演習IIは通年で30点満点により成績評価を行う。ただし、2年生は半期で8回以上、3・4年生は通年で15回以上出席することを、さらに4年生は期日までに卒業論文を提出することを成績評価の前提条件とする。それらの前提条件が満たされない場合、第2項の規定にかかわらず成績評価はDとする。

第2項 成績評価は下記の基準に基づき行う。

基礎演習		演習I・演習II	
出席点	評価	出席点	評価
14、15点	A	28~30点	A
13点	B	26、27点	B
12点	C	24、25点	C
11点以下	D	23点以下	D

第3項 ゼミ開始時までに事前連絡があった場合の欠席で、なおかつゼミ終了後、原則として1週間以内に欠席理由に関する証明書を教員に提出した場合は、出席点を付与する。なお、事情により証明書が提出できない場合は、ゼミ終了後1週間以内にその旨について教員に説明すれば、出席点を付与する。

【証明書の例】

公共交通機関の遅延証明書 病院発行の領収書 医師の診断書 親族等による自筆の証明書（自宅療養、忌引き等の場合） 就職説明会や面接等の案内

第4項 ゼミ開始時までに事前連絡がないまま欠席した場合、あるいは、事前連絡があってもゼミ終了後、原則として1週間以内に証明書を提出しなかった場合は、出席点を付与しない。

第5項 ゼミ開始後10分が経過して以降の出席は欠席扱いとし、第3項もしくは第4項を適用する。

第6項 第3項および第4項の証明書は、教務チームを通じて提出される「授業欠席連絡票」で代えることができる。この場合、提出期限は問わないこととする。

第7項 自身の報告当日に欠席をした場合、あるいは、出席しても報告準備を忘れた場合は、事前連絡の有無や理由の如何にかかわらず出席点を付与しない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

第8項 本規定は第9期生以降のゼミ生に適用する。